

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2013-023

申立人 X
申立人代理人 弁護士 根本 良介

被申立人 公益財団法人全日本スキー連盟
被申立人代理人 弁護士 五十嵐 敦
同 大久保 和樹

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 申立人の請求をいずれも棄却する。
- (2) 申立料金5万円は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

本件は、被申立人が2013年10月15日付「2013/2014シーズンのオリンピック出場枠選考期間内のWC男子出場選考について」と題する書面において、(1)12月に行われる第1戦(CAN)の出場権はA選手、第2戦(CAN)の出場権は申立人にあるものとする、(2)第3戦以降の出場権は、第1戦、第2戦のレースで、上位の順位を獲得したものが得るものとする、(3)上記WCについては怪我等により優先権を持っている選手が出場しない場合は、FISポイント上位選手が出場権を得るものとする、との決定(以下「本件決定」という。)がなされたことに対し、スキークロス選手である申立人が本件決定の取消を求めるとともに、ワールドカップ第1戦から第8戦(以下総称して「本件試合」という。)につき申立人が優先して出場する権利があることの確認を求めた事案である。

このように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、当機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。本件スポーツ仲裁パネルも基本的にこの基準が妥当であると考える。

この点、申立人は、前年度ワールドカップにおいて日本の出場枠を確保した選手が当年度の

ワールドカップ出場につき優先権が与えられるべきであり、国際スキー連盟 (International Ski Federation 以下「FIS」という。) が定めるポイント (以下「FIS ポイント」という。) のみを選考基準として為された本件決定は著しく合理性を欠くと主張する。また、被申立人フリースタイル部スキークロスコーチ B は、申立人に本件試合の優先的出場権がある旨の通知 (以下「B 通知」という。) をしたが、同通知は被申立人の機関決定に基づくものにほかならず、当該決定を変更する本件決定は著しく合理性を欠くと主張する。更に、申立人は、仮に B 通知のような機関決定がなかったとしても、選考基準につき選手に誤解を招く通知のもと FIS 公認オーストラリア大会に出場を余儀なくされた申立人は不公正な競争環境に置かれたとして、本件決定は著しく合理性を欠くと主張する。

しかし、ワールドカップ出場選手は、出場枠獲得に必要な前年度の FIS ポイントを獲得した選手にしなければならないという明文の定めは存在せず、また当該ワールドカップエントリー直前の時点での FIS ポイントを基準にその上位の者を出場させるという方法にも一応の合理性が認められることからすれば、本件決定が著しく合理性を欠くとまではいえない。また、申立人に本件試合の優先的出場権があるという決定が 2013 年 8 月に被申立人によってなされたとの証拠は認められず、このような決定がなされたことを前提とする申立人の主張もこれを認めることはできない。

よって、申立人に誤解を与えるような言動があったとしても、ワールドカップエントリー直前の時点での FIS ポイントを基準にその上位の者を出場させることを基本に、申立人の参加可能性にも一応の配慮をした本件決定が著しく合理性を欠くとまではいえない。

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは主文の通り判断する。

2013年11月10日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 川添 丈

仲裁人 神谷 宗之介

仲裁人 合田 雄治郎

仲裁地：東京都